

資料

1. 立川市第2次発達支援計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第1条 主に0歳児から義務教育就学期にある子どものうち、発達支援が必要と考えられる子ども及びその保護者を対象に、市内の子育て支援機関が着実な情報連携のもと早期に適切に提供する支援の内容について、立川市発達支援計画を策定するため、立川市第2次発達支援計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達支援計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で構成し、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する。

- (1) 子どもの発達に関する見識のある者 1人
- (2) 発達支援に関する見識のある者 2人以内
- (3) 保育又は幼児教育に関わる者 2人以内
- (4) 小児医療に関わる者 1人
- (5) 義務教育に関わる者 1人
- (6) 発達支援に関わる者 1人
- (7) 児童養護に関わる者 1人
- (8) 公募市民 2人以内

(会議等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

- 2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号。以下「会議公開規則」という。）第4条の規定を適用するものとする。

(傍聴者の定員等)

第8条 傍聴者の定員は、10人以内とし、委員会の当日先着順に決定するものとする。

(傍聴者の退場等)

第9条 委員長は、傍聴者が会議公開規則第8条の規定に違反し、又は会議公開規則第9条の規定に該当していると認めたときは、これを制止できる。この場合において、傍聴者がその制止に従わないときは、退場させることができる。

(謝礼及び記念品)

第10条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の終了をもってその効力を失う。

2. 委員名簿

(1) 委員

| | 氏名 | 委員枠 |
|------|--------|--|
| 委員長 | 田中 哲 | 子どもの発達に関する知見を有する者 (子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ 院長) |
| 副委員長 | 藤原 里美 | 発達支援に関する見識のある者 (チャイルドフッド・ラボ 代表) |
| 委員 | 乙幡 京子 | 保育又は幼児教育に関わる者 (西武立川きらり保育園 園長) |
| 委員 | 畔田 世紀子 | 保育又は幼児教育に関わる者 (立川幼稚園 園長) |
| 委員 | 宮田 章子 | 小児医療に関わる者 (さいわいこどもクリニック 院長) |
| 委員 | 田中 光晴 | 義務教育に関わる者 (立川市立第二小学校 校長) |
| 委員 | 川越 優紀 | 発達支援に関わる者 ((株) LITALICO LITALICO ジュニア立川南口教室 教室長) |
| 委員 | 長岡 恵理 | 発達支援に関わる者 (言語聴覚士) |
| 委員 | 高橋 久雄 | 児童養護に関わる者 (至誠学舎立川 児童事業本部 至誠児童福祉研究所 所長) |
| 委員 | 照内 潤子 | 市民公募 |
| 委員 | 寺本 正昭 | 市民公募 |

(2) 事務局

| | 氏名 | 所属・職 |
|-----|--------|------------------------------------|
| 事務局 | 横塚 友子 | 子ども家庭部長 |
| 事務局 | 初鹿 俊彦 | 子ども家庭部子ども家庭支援センター長 |
| 事務局 | 渡貫 朋子 | 子ども家庭部子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター係長 |
| 事務局 | 遠藤 成美 | 子ども家庭部子ども家庭支援センター 発達支援係長 |
| 事務局 | 武田 朋子 | 子ども家庭部子ども家庭支援センター ドリーム学園 園長 |
| 事務局 | 山田 泉 | 子ども家庭部子ども家庭支援センター 発達支援係主任 |
| 事務局 | 平沼 さやか | 子ども家庭部子ども家庭支援センター 発達支援係主任 |

3. 会議経過

| | 開催日 | 検討内容等 |
|-----|--------|--|
| 第1回 | 7月17日 | ・委員辞令交付及び自己紹介 ・計画の位置づけ、策定までのスケジュール、立川市発達支援計画の進捗状況、立川市の発達支援における現状について事務局より説明 |
| 第2回 | 9月18日 | ・各委員の意見を踏まえ、第2次発達支援計画の理念・取組項目など骨子について検討 |
| 第3回 | 10月30日 | ・第2次発達支援計画の理念と8つの機能等について |
| 第4回 | 12月18日 | ・第2次発達支援計画の取組項目等について |
| 第5回 | 1月15日 | ・第2次発達支援計画（素案）について |

4. パブリックコメント

(1) 意見提出期間

令和2年4月10日（金）～ 令和2年5月6日（水）

(2) 意見募集の結果

3名 15件

提出種類別

| | | | | | | 合 計 |
|------|----|------|------|----------|----|-----|
| | 郵送 | ファクス | Eメール | H P フォーム | 来所 | |
| 提出者数 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |

項目分野別

| 分 野 等 | 件 数 |
|------------------------|-----|
| 立川市第2次発達支援計画全体に関する事 | 0 |
| 分 野 等 | 件 数 |
| 立川市第2次発達支援計画合計 | 15 |
| 第1章 計画の策定にあたって | 0 |
| 第2章 本市の状況について | 0 |
| 第3章 立川市発達支援計画の取組・成果と課題 | 3 |
| 第4章 本市の発達支援における理念と機能 | 2 |
| 第5章 8つの機能の役割 | 9 |
| その他 | 1 |

5. 用語解説

| | | |
|--------|-----------|--|
| あ 行 | アスペルガー症候群 | アスペルガー症候群 (Asperger syndrome) は、対人関係の障害があり、限定した常識的な興味、行動および活動をするという特徴は、自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。 |
| か 行 | 外来母子通園事業 | ドリーム学園で平成5年より実施。発達の気になる子どもとその親を対象に親子で運動遊びや手遊びなどを行う中で、子どもの発達と親子に関わりを促すための事業。おおよそ週1回の実施。平成24年より発達支援親子グループ事業に移行した。 |
| | 合理的な配慮 | 障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。 |
| | 学習障害 | 学習障害はLDと略されることもあり、Learning DisordersまたはLearning Disabilitiesの略語とされている。全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、おこなったりすることに著しい困難がある状態をいう。 |
| | 教育相談 | 立川市第3次特別支援教育実施計画の用語解説では、中学校学習指導要領解説（特別活動編）から引用して、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」とされている。本市の教育支援課では、教育相談員（公認心理師等）が、市内の幼児、小学生、中学生、高校生とその保護者を対象に、不登校や進路、落ち着きがない、勉強の遅れ、学校での人間関係などの養育上や教育上の保護者の心配ごとや、子ども自身の悩みについて、相談を受けている。必要に応じて、カウンセリングや遊戲療法、箱庭療法等による心理療法、助言を行いながら、悩みや問題解決を支援している。また、他機関の紹介や情報提供も行う。 |
| | 共生社会 | 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。 |
| | 高機能自閉症 | 高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症。 |

| | | |
|------------------|---------------|--|
| か 行 続 き | 広汎性発達障害 | 広汎性発達障害 (Pervasive Developmental Disorders = P D D) とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむ総称。 |
| | 子育て世代包括支援センター | 母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目がない支援を構築することを目的として、規定された。市町村が設置に努めるように求められている。 |
| | 子育てひろば | 子どもの遊びの場、保護者の出会いの場として、乳幼児の親子で交流する場所。スタッフが、子育て相談や、子育てに関する楽しい講座やイベントも行う。本市では児童館や学習館、保育所などに設置。出張・出前の子育てひろば等も実施している。 |
| | 5歳児相談 | 社会性の成長発達が現れる年中児（5歳）を対象に、子どもの通園している市内の保育園・幼稚園に専門相談員が出向き、希望した保護者からの相談を行うもの。気軽に成長発達相談を通園先で受けられるよう本市では平成26年6月より実施。 |

| | | |
|--------|------------|--|
| さ 行 | サポートファイル | 子どもが生まれてからの成長の過程や生活の様子などを保護者自らが記録するファイルのこと。保育所や小中学校へ入園入学する際や医療機関、相談機関等で子どもの相談をする際などに担当者にファイルを提示することで、子どもの日頃の様子や相談・支援の経過を伝えることができ、適切な支援につながりやすくなる。 |
| | 心理相談 | 乳幼児健康診査後に、発達心理、児童臨床心理の立場から専門相談員（臨床心理士等）により子どもの発達・成長に関する相談を行う。本市では、健康会館で健康推進課が実施。 |
| | 児童発達支援 | 児童福祉法に基づき、集団療育や個別療育が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。利用するには、①主治医や市の発達相談等で利用の適否について相談する（障害手帳か意見書が必要）。②事業所に空き情報等を問い合わせて見学を行う。③事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請する。④障害児支援利用計画案（相談支援事業者が作成）を提出し、受給者証を取得して利用する。 |
| | 児童発達支援センター | 児童福祉法第43条で規定する施設で、障害のある児童を通して、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等を行う施設。 |

| | | |
|------------------|--|--|
| さ 行 続 き | 自閉症 自閉症とは、次の三つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられる。 (1) 対人関係の障害 (2) コミュニケーションの障害 (3) 限定した常規的な興味、行動及び活動 自閉症と同質の軽微な障害特性がある場合も、自閉スペクトラム症と呼ばれることがある。 | |
| 就学支援シート | | 支援や配慮が必要な子どものスムーズな小学校の就学、そして豊かな学校生活を送ることができるよう、子どもの様子や指導の手立て・手がかり、就学後も引き継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等へ引き継いでいくシートのこと。本市では、保護者の記入欄のほか、幼稚園・保育園等の記入欄がある。保護者が教育支援課に提出し、教育支援課から就学先の学校に提供される。 |
| 就学相談 | | 心身や発達のことで心配のある子どもの就学に対して、どのような教育環境が良いか相談すること。本市では、就学相談員と保護者の面談、子どもの行動観察、発達検査などを行う。特別支援学級や特別支援学校への就学を検討している場合は、それぞれの見学・体験も行う。専門家等による審議を経て、子どもに必要な支援や望ましい就学先を保護者に提案する。また、相談の経過や資料は、就学支援ファイルとして就学先に引き継ぐ。就学後に就学先の変更をする場合は転学相談を行う。子ども未来センターで教育支援課が実施している。 |
| 巡回保育相談 | | 市内の保育園や幼稚園の保育士や幼稚園教諭を対象に、年2回、専門相談員が各園に出向いて、発達に課題のある園児への対応や指導内容についてアドバイスを行う。 |
| 障害児相談支援事業者 | | 児童福祉法に基づき、障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画を作成を行う事業者。その後は、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う。 |
| 情緒障害 | | 情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障が出る状態。 |

| | | |
|------------------|--------|--|
| さ 行 続 き | すこやか相談 | 言葉が出ない、成長や発達について心配があるなどの場合に専門相談員（臨床心理士等）が応じる。事前予約制。本市では、健康会館で健康推進課が実施。 |
|------------------|--------|--|

| | | |
|--------|---|--|
| た 行 | 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン (立川市次世代育成支援行動計画) | 立川市独自の子どもに関する総合計画で、次世代育成支援対策推進法に基づく市の行動計画を包含している。また、第4次長期総合計画後期基本計画の児童福祉施策の個別計画。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。 |
| | 注意欠陥多動性障害 (注意欠如・多動性障害) | <p>注意欠陥多動性障害（AD／HD：Attention—Deficit/Hyperactivity Disorder）は、ADHDと表記されることもある。注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。この3つの症状は通常7歳以前にあらわれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多動性（おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりする） (2) 注意力散漫（うっかりして同じ間違いを繰り返してしてしまうことがある） (3) 衝動性（約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらっしゃしてしまうことがよくある） <p>一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期であるが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。</p> |
| | ドリーム学園 | 心身の発達に支援や配慮が必要な市内在住の2歳から就学前の児童を対象に、心身の発達を促し、社会性・適応性を育むため、総合的な療育を行う立川市の施設。定員は25名。週5日の登園を基本とする。通園バスあり。児童福祉法の児童発達支援事業。 |

| | | |
|--------|--------------|---|
| は 行 | 発達支援親子グループ事業 | ドリーム学園で実施していた外来母子通園事業を子ども未来センター（平成24年度～）とひまわり子育てひろば（平成25年度～）で実施。未就学の発達の気になる子どもとその親を対象に親子で運動遊びや手遊びなどを行う中で、子どもの発達を促し、保護者に子どもへの望ましい関わり方を伝える。おおよそ週1回の実施。 |
| | 発達相談 | 心身や発達のことでの心配のある子どもの保護者に対して、専門相談員（臨床発達心理士等）が、保護者の話を伺い、子どもの遊びの様子などから、年齢に応じた必要な支援の手立てを一緒に考え、アドバイス（1回50分程度）をする。来所相談は予約制。他機関の紹介や情報提供も行う。本市では、子ども未来センターで、子ども家庭支援センター発達支援係が相談窓口となっている。 |

| | | |
|------------------|------------|---|
| は 行 続 き | ペアレントプログラム | 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。 |
| | 保育コーディネーター | 早期からの発達支援として、保育園の中で特別支援コーディネーターの役割を果たす保育士のこと。 |
| | 保育所児童保育要録 | 保育園と小学校をつなぐ子どもの育ちを支える資料として、小学校に就学する保育園児童全員を対象に、各保育園が作成し、3月上旬に就学先の小学校等に送付するもの。内容はお子さんの育ちや養護、教育に関わることなどで、厚生労働省の「保育所保育指針」により作成が義務付けられている。 |
| | 放課後等デイサービス | 児童福祉法に基づき、学校（幼稚園、大学を除く）に通学中の障害児を対象に、放課後等において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。利用するには、①主治医等に利用の適否について相談する（障害手帳か診断書が必要）。②事業所に空き情報等を問い合わせて見学を行う。③事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請する。④障害児支援利用計画案（相談支援事業者が作成）を提出し、受給者証を取得して利用する。所得に応じて利用料（自己負担）がかかる。 |

| | | |
|--------|--------------|--|
| や 行 | 要保護児童対策地域協議会 | 児童福祉法に基づき、要保護児童等の早期発見や適切な支援を目的に各関係機関等が連携し、情報の共有を行う場のこと。本市では、立川市子ども支援ネットワークをいう。 |
|--------|--------------|--|

参考資料：国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センターホームページ
立川市第3次特別支援教育実施計画

立川市第2次発達支援計画
令和2（2020）年6月発行

発行 立川市

〒190-0022

東京都立川市錦町3-2-26

電話 042-528-6871

FAX 042-528-6875

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 子ども家庭部 子ども家庭支援センター